

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律要綱

(傍線部分は、今回施行期日を定める分)

第一 内閣府関係（第一章関係）

一 災害対策基本法の一部改正（第一条関係）

市町村長は、罹災証明書の交付に係る調査に必要な限度で、その保有する被災者の住家に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができるものとする。

二 交通安全対策基本法の一部改正（第二条関係）

市町村交通安全計画及び市町村交通安全実施計画の作成について「できる」規定化すること。

三 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正（第三条関係）

1 指定都市の長又は中核市の長による幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定及び幼保連携型認定こども園の設置等の認可に係る都道府県知事への協議について、通知とすること。

2 指定都市の長又は中核市の長が幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定又は幼保連携型

認定こども園の設置等の認可をした場合における都道府県知事への当該認定又は認可に係る申請書等の写しの送付に係る規定を削除すること。

第二 総務省関係（第二章関係）

一 住民基本台帳法の一部改正（第四条関係）

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法による地域福利増進事業等の実施の準備等に関する事務、森林法による林地台帳の作成に関する事務、廃棄物の処理及び清掃に関する法律による産業廃棄物処理業の許可等に関する事務等を機構保存本人確認情報の提供を受けることができる事務として追加すること。

二 地方独立行政法人法の一部改正（第五条関係）

1 公立大学法人に係る中期目標を達成するための計画（中期計画）に基づき当該公立大学法人が定める毎事業年度の業務運営に関する計画（年度計画）を廃止すること。

2 公立大学法人に係る中期計画の記載事項に、住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置並びに業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成す

るためとるべき措置の実施状況に関する指標を加えること。

3 公立大学法人の各事業年度に係る業務の実績に関する評価（年度評価）を廃止すること。

第三 法務省関係（第三章関係）

一 戸籍法の一部改正（第六条関係）

1 戸籍又は除かれた戸籍が磁気ディスクをもって調製されているときは、市町村の機関は、戸籍法第十條の二第二項（第十二條の二において準用する場合を含む。以下同じ。）の請求を当該市町村の長（指定市町村長に限る。）に対してもすることが出来るものとする。

2 1によりする戸籍法第十條の二第二項の請求（法務省令で定める事務を遂行するために必要がある場合における当該請求に限る。以下同じ。）は、戸籍電子証明書又は除籍電子証明書についてもすることが出来るものとする。

3 2によりする戸籍法第十條の二第二項の請求があったときは、指定市町村長は、当該請求をした者に対し、戸籍電子証明書提供用識別符号又は除籍電子証明書提供用識別符号を発行するものとする。

第四 国土交通省関係（第四章関係）

一 建築基準法の一部改正（第七条関係）

1 建築基準適合判定資格者検定（以下「検定」という。）について、検定の受検要件である実務経験を建築基準適合判定資格者の登録要件に変更するとともに、検定を分けて一級建築基準適合判定資格者検定及び二級建築基準適合判定資格者検定とすること。

2 建築基準法第四条第一項、第二項又は第五項の規定によって建築主事を置いた市町村又は都道府県は、当該市町村又は都道府県における確認等事務の実施体制の確保又は充実を図るため必要があると認めるときは、確認等事務のうち大規模建築物に係るもの以外のものをつかさどらせるために、建築副主事を置くことができるものとする。

3 その他所要の改正を行うこと。

第五 その他（附則関係）

一 この法律は次に掲げる事項を除き、公布の日から施行するものとする。

1 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正等 公布の日

から起算して三月を経過した日から施行

2 戸籍法の一部改正 戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第十七号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日から施行

3 建築基準法の一部改正等 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

二 所要の経過措置を規定すること。

三 所要の規定の整備を行うこと。